

### 災害時のために貯水槽を大切に

早いもので熊本地震からまもなく1年が経ちます。

地震など大きな災害が起きると、水道施設にも被害が及んで断水してしまうことがあります。そのような時には、水道局が被害に遭われた人たちに給水車やペットボトルで水を配るなど対応していますが、貯水槽を持つ施設ならば建物や貯水槽が壊れないかぎり貯めた水を利用することができます。

最近では、平成7年の阪神淡路大震災以降、平成9年と平成17年の二度にわたり水槽の耐震基準が改正され、耐震性・防火性に優れた貯水槽が作られるようになりました。また、災害時には停電により揚水ポンプが稼働せず断水することもあります。貯水槽に蛇口を取り付けることで、断水時でも貯水槽から直接水をとることが可能となりました。

貯水槽の水が飲み水として使えるのは、消毒のための塩素が残っている2～3日くらいですが、そのあともトイレなどの生活用水として十分使えます。緊急時には貯水槽の水がとても役に立つと思います。

いざという時に便利な貯水槽ですが、いつでも貯めた水を使えるようにするためには、一年に一度の貯水槽の掃除や、定期的な給水設備の点検と水質検査を行い、貯水槽を管理していつでもきれいな水を利用できるようにすることが大切です。受水槽に貯めた水が10m<sup>3</sup>を超えるものを簡易専用水道と言い、一年に一回検査を受けることが水道法で義務づけられています。また、10m<sup>3</sup>以下の貯水槽についても、都の条例で衛生的に管理することが求められています。さらに、井戸水についても、年一回の水質検査が必要です。

当所では貯水槽と飲料水の衛生確保のため、簡易専用水道や井戸水など水道や水質に関する相談・点検や水質検査を行っていますのでご利用ください。